

安全・安心なまちと暮らし 住まいの補助制度

問い合わせ 都市計画課 ☎59-2168

①～⑦共通事項

①～⑦の事業は、交付決定通知を受け取った後に契約手続きを行ってください。予算額に達し次第、受け付けを終了します。詳しい条件などは、市ホームページまたは都市計画課へ確認してください。
申し込み
6月1日(月)9時～
※③④は次年度に行う事業の受け付けです。

①木造住宅耐震診断補助

住宅の耐震診断費用の一部
対象住宅
昭和56年5月31日以前に建てられた市内の木造住宅

補助金額(上限)
耐震診断費用 3万円

補助条件
市に登録した耐震診断資格者が診断するもの

②木造住宅耐震化促進補助
補助内容 住宅の耐震改修・建て替え・除却・耐震シェルターなど設置費用の一部
対象住宅
昭和56年5月31日以前に建てられた市内の木造住宅

補助金額(上限)
耐震改修費用
居住誘導区域内 115万円
居住誘導区域外 57万5千円

○現地建替え費用
115万円

○除却費用 97万8600円
○段階的耐震改修費用 30万円
○耐震シェルター等設置費用 12万5千円

③がけ地近接等危険住宅移転補助
補助内容
災害危険区域・土砂災害特別警戒区域から移転する費用の一部

対象住宅
①災害危険区域・土砂災害特別警戒区域に存在する住宅

②移転勧告、是正勧告、避難指示、避難勧告などを6カ月継続して受けた住宅
補助金額(上限)
危険住宅の除却費用 97万5千円

○危険住宅に代わる住宅の建設または購入および改修に要する資金を金融機関などから借り入れた場合の当該借入に係る利子額(建物・土地・敷地造成それぞれで上限は異なります)

その他
補助事業の詳しい条件などは、市ホームページまたは都市計画課窓口で確認できます。

④建築物土砂災害対策改修補助
補助内容
土砂災害特別警戒区域内に建築され、要件を満たす建築物の改修費用の一部

※特別警戒区域は県ホームページで確認できます。



県ホームページはこちらから。

補助金額(上限)

対象となる工事費用の23%(96万6千円)

補助条件

- ①居室を有する建築物
- ②土砂災害特別警戒区域内に建築
- ③土砂災害に対して安全な構造となる改修(建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造)

⑤住宅リフォーム補助

居住環境の向上および定住促進を目的にした住宅のリフォーム工事費用の一部
補助対象工事
次の①から⑤に該当する30万円以上のもの

- ①バリアフリー化工事
 - ②断熱性能向上工事
 - ③省エネ性能向上工事
 - ④防災・防犯対策工事
 - ⑤長寿命化工事
- 補助金額(上限)
補助対象費用の10分の1
①住宅リフォーム 25万円
②耐震住宅リフォーム 50万円

③空き家住宅リフォーム

50万円

⑥ブロック塀等除却補助事業
補助内容
道路に面するブロック塀などの除却費用の一部

対象のプロック塀
次のすべてを満たすもの
①市内小・中学校の通学路または緊急輸送道路に面するもの

②道路面からの高さが1メートル以上のもの
③倒壊のおそれのあるもの
補助金額(上限)
工事費用の3分の2(15万円)

⑦特定空き家等及び不良空き家除却補助
補助内容
空き家の除却に要する費用の一部

対象住宅
次のすべてを満たすもの
①木造または軽量鉄骨造であるもの
②過半が住宅として使用されていたもの
③構造の腐朽または破損などにより、著しく危険性のあるものとして市が判定したもの

補助対象工事

対象住宅を除却し、敷地を更地にする工事であって、解体工事業者に請け負わせるもの
補助金額(上限)
補助対象費用の5分の4(50万円)

その他
申請の前に事前判定申請書を提出してください。対象住宅が判定します。

⑧大竹市空き家バンク

空き家を売りたい・貸したいという所有者などの申し込みに基づき、空き家の情報をホームページなどで提供する制度です。

登録対象物件
次のすべてを満たすもの
①市内にある戸建ての住宅で常時無人の状態にあるもの

②空き家の老朽化が著しくないもの
③宅地建物取引業者が介入していない物件
その他
空き家バンクへの登録方法は都市計画課に連絡するか、市ホームページで確認できます。現在登録されている空き家はありません。

迷惑電話防止機能付き

電話機などの購入費を補助

問い合わせ 産業振興課 ☎59-2131

迷惑電話を防止する機能が付いた電話機などの購入費の半額を助成します。
※補助金の申請は先着順です。予算の額を超える場合は、申請の受付ができない場合があります。

補助対象者

住民基本台帳に記載されており、市税などを滞納していない方で、申請日に満65歳以上の方のみで構成される世帯の世帯員

対象機器

迷惑電話防止機能付きの固定電話機または固定電話に取り付ける機器で、次のいずれかの機能があるもの
○電話をかけてきた相手に自動で「通話内容を録音する」旨の警告メッセージを流し

その後、通話内容を録音する機能
○迷惑電話番号データベース(警察、自治体などから提供された着信拒否を判別するための電話番号情報が蓄積されるもの)に登録された情報により、迷惑電話番号からの着信を自動判別して拒否し、またはランブなどで警告表示する機能

補助対象経費

市内の店舗で令和8年4月1日以降に購入した電話機などの購入費(設置費は除く)

補助金額

補助対象経費(消費税および地方消費税相当額を含む)の2分の1以内(100円未満切り捨て)で、上限1万円
申し込み
令和9年2月19日(金)までに産業振興課へ。
※申請書などは、市ホームページからダウンロードできます。



市ホームページはこちらから。

技能講習などの受講費用を半額助成 中小企業人材育成事業助成金

問い合わせ 産業振興課 ☎59-2131

中小企業に勤務する方が技能講習などを受講した際の費用の半額を助成する制度です。

※助成金の交付は、先着順です。予算の額を超える場合は、申請の受け付けができない場合があります。

助成対象者

市内で事業を営む中小企業者(市税などを滞納していない者)

※市外の事業所などに勤務している方が受講した費用は対象外となります。
対象研修
○中小企業大学校広島校が実施する研修

○登録教習機関が実施する安全衛生教育および特別教育
○登録教習機関が実施する所定の技能講習

対象経費

令和8年度中に対象研修を受講し、修了した場合の受講料および教材費

助成金額

対象経費の半額(1000円未満切り捨て)で、1助成対象者当たり上限額20万円
申し込み
令和9年3月31日(水)までに産業振興課へ。

※対象となる技能講習や申請書などは市ホームページを確認してください。



市ホームページはこちらから。